解約時注意事項

①解約日までに電気、ガス、水道、電話、新聞等は引越の旨連絡をし、精算を済ませてください。また、郵便局に転居の届け出のお手続きもお忘れなくお願い致します。
　【東京電力0120-995-001　東京ガス5722-0111　水道局5326-1100　電話局116】

②ご加入頂きました火災保険に残存期間が１ヶ月以上ある方は、ご解約手続きを頂きますと解約割戻金がございますので、お手続きください。
　【東京海上ミレア少額短期保険㈱：0120-670-055】

③入居者様が設置したものは原則、全て撤去して頂くこととなります。残したい物がございましたら、必ず解約通知と同時にご相談ください。
　〔例：エアコン・照明器具・シューズボックス・ウォシュレット便座など〕

④入室時にお渡しした説明書等の書類他がある場合は、ご返却ください。エアコン等室内設備のリモコンがある場合は分かりやすい所に残してください。

⑤明渡日には、お部屋の荷物が全て搬出された状態で㈱米屋不動産までご連絡下さい。その際、ご入居者様もしくはご担当者様にお立合い頂き、お部屋の鍵を全て返却して頂きます。

⑥明渡時にゴミ袋や処分の間に合わなかった粗大ゴミ等がある場合は、業者手配となり、処分代がかかりますので、引越先にお持ちの上処分されることをお勧めします。

⑦インターネット配線及び器具の撤去がある場合、申し込みから時間がかかります。退去時には工事が完了しているようにお手配ください。

上記注意事項をご確認頂けましたら、
【解約通知書】をご記入の上、送付して下さい。

本書類提出後は、解約日の変更はできません。
解約日が確実に決まりましたら、下記に必要事項を
ご記入の上、当社宛てにご送付ください。
必ず書類の到着をご確認下さい。

(株)米屋不動産
東京都大田区池上4-28-10
TEL：03-3752-3475
FAX：03-5700-7618
E-mail：yoneya.7342@gmail.com

【解約通知書】

通知日：西暦　　年　　月　　日

貸主：　　様

現在賃借中の下記物件について、下記解約日をもって賃貸借契約を解約し、本物件を明け渡したく通知致します。尚、明渡しに際しては公共料金等を清算し、家財一切を搬出し、鍵（複製鍵を含む）をすべて返却致します。万一不履行の場合は、別紙契約書に基づき、いかなる処置を取られても異議を申し立て致しません。

物件名		部屋番号	
解約日	□最短で解約（通知日から　ヵ月後）　⇒　西暦　　年　　月　　日 □指定日で解約　⇒　西暦　　年　　月　　日		
明渡日	※明渡日は当社担当が立合い、鍵の返却を受けます。当社定休日（水曜日）以外でお願いします。 西暦　　年　　月　　日　午前・午後　：　に部屋を明渡致します。		
会社名	㊞	担当者： TEL：	
会社所在地			
入居者	氏名：	TEL：	
代行業者		担当者： TEL：	

〔敷金返還振込先〕

銀行		支店
普通 ・ 当座	口座番号：	
名義人	（フリガナ）	

弊社使用欄

・貸主連絡（　　月　　日）　⇒ 最終賃料（　　月分）

収納代行
有・無

備考　□一覧表　□データ　□リスト